

事 務 連 絡
平成 19 年 10 月 24 日

内閣府食品安全委員会事務局評価課 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

食品健康影響評価に係る評価資料について（照会）

食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）に関するポジティブリスト制度の導入に当たり、新たな残留基準（いわゆる暫定基準）を設定した農薬等については、計画的に食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づき貴委員会に対し、食品健康影響評価を依頼しているところです。

その際、海外の基準を参考に新たな基準を設定した農薬等については、基準を参考にした国または地域（以下「当該国等」という）における評価資料等を収集し、提出しているところですが、当該国等において、わが国が参照した基準値が削除されている場合、また国際機関の評価書により基準を設定している場合など、評価資料等の収集が困難である事例が生じています。

つきましては、このような農薬等について食品健康影響評価を依頼する際には当該国等の評価資料等の提出を省略することが可能であるか連絡願います。

なお、このような場合であっても、農薬抄録、国際機関における評価書等の資料は提出することとしていることを申し添えます。